

平成27年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年5月8日 午前10時00分			臨時議長	宮川 寛
	閉会	平成27年5月8日 午後4時20分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	山本厚一		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			書記 吉田利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆				
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		総務課長	早坂政志	
	町民課長	芳賀 均		産業振興課長	副島俊樹	
	総務課主幹	空井猛壽				
教育委員長の委任を 受けて出席した者の 職氏名						
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
		臨時議長紹介
		臨時議長あいさつ
		町長あいさつ
		議員自己紹介
		副町長・教育委員長・教育長自己紹介
		行政委員会説明員自己紹介
		幹部職員紹介
		開会宣言
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		議長選挙
4		会期の決定について
5		副議長選挙
6		議席の指定
7		常任委員の選任
追加1		議長の常任委員辞任の件
8		議会運営委員の選任
9		池北三町行政事務組合議会議員の選挙
10		十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
11		十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
12		とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙
		諸般の報告
13		追加議案等に係る日程の取り扱いについて
14	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて
15	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて
16	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて
17	議案第33号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
18	議案第34号	町税条例等の一部を改正する条例
19	議案第35号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
20	議案第36号	副町長の選任について
追加2	議案第29号	監査委員の選任について
追加3		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎臨時議長紹介

○事務局長（吉田 功君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の最年長者は、宮川議員でございます。宮川議員は議長席にお着き願います。

◎臨時議長あいさつ

○臨時議長（宮川 寛君） ただいま御紹介のありました宮川です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

◎町長あいさつ

○臨時議長（宮川 寛君） 初めに、野尻町長から挨拶をさせていただきたいとの発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 先ほど初めてのところから入場して、また、谷議員もちょっといらっしゃらなかったもので、挨拶できませんでした。

改めて、皆さん、どうもおはようございます。

議会議員の皆様一言御挨拶を申し上げたいと思います。

このたびの陸別町議会議員選挙におきまして、はえある御当選、皆さんまことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げたいと思います。どうぞ今後とも皆様健康に留意されまして、ますますの御活躍をいただきますよう心から御祈念を申し上げる次第でございます。大変、本当におめでとうございました。

さて、私、このたびの町長選挙におきまして、町政を担当することになりました。選挙戦も終わり、今の私の正直な気持ちは、ラグビーで言うノーサイドの気持ちです。8名の議会議員の皆様のお理解をいただき、また、町の職員、さらに町民のお理解をいただきながら、一丸となって町民のための町政を推し進めていく覚悟でございます。

どうか議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

上げます。（拍手）

◎議員自己紹介

○臨時議長（宮川 寛君） 次に、このたびの選挙で当選されました議員を紹介したいと思います。

山本議員から、議席番号順に自席で自己紹介をお願いします。

○山本厚一君 戻ってきました。山本です。よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 谷議員。

○谷郁司君 ただいま紹介されました、谷郁司です。年齢的には67ですけれども、過去に12年間、町議を務めさせていただき、20年間のギャップがございます。今後、議会の中で、昔はこうだったというような言い方はできるだけ避けて、新しい気持ちで議員として臨んでいきたいと思っております。

町民とともに歩む議会づくりのために全力を挙げますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 久保議員。

○久保広幸君 久保広幸、61歳であります。今回、町政に議員という形で参画させていただくことになりました。よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 渡辺議員。

○渡辺三義君 このたび初挑戦いたしました渡辺でございます。会社員歴42年間、また、新しい執行部の中でまちづくりに一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 多胡議員。

○多胡裕司君 おはようございます。また3期目、町民の皆さんの温かい御理解をいただきまして、この場に戻ってくることができました。

8年前、私、初登庁のときに、議員バッジをつけるのを忘れて、ああ、という思いで、改めて、1年生議員のつもりで町民の皆さんのために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 中村議員。

○中村佳代子君 中村佳代子です。今この場に立たせてもらって、町民の方たちがかけてくださった言葉を思い出して、改めて重責を感じております。これから一生懸命勉強していきますので、よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 本田議員。

○本田学君 本田学です。2期目でございます。町民みんなが笑顔になるように、そして、生まれて、そしてここで暮らせてよかったなというまちづくりをしていきたいと思っております。よろしくお願いします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 最後に、高いところで失礼でございますけれども、議長席を離れることができませんので、この場から自己紹介をさせていただきます。

5期目でございます。過去16年間の議員生活をフルに生かして、より一層活性化された議会づくりに皆さんとともに頑張っていきたい。さらには、皆さんの知恵をおかりしながら、行政とともにまちづくりのためにお互いに邁進していくことをここでお約束をさせていただきますまして、自己紹介にかえさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

◎副町長・教育委員長・教育長自己紹介

○臨時議長（宮川 寛君） 次に、初議会でありますので、副町長、教育委員長、教育長より自己紹介をお願いしたいと思います。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 副町長の佐々木です。皆さん、はえある御当選おめでとうございます。

これから陸別町、大変厳しい状況に入っていきますので、ぜひ皆様方の高い見知からの意見、提言を賜ればというふうに思っておりますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君） 教育委員会の教育委員長の石橋です。

教育委員になって28年、委員長で14年お世話になっております。任期はことしの10月までです。頑張ります。よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 教育長の野下純一です。よろしく願いいたします。

この町に生まれてよかったなど、そして、この町で働き続け、そして生きがいを感じて、この町で生涯を終わっていくという町をつくりたいと思いますので、皆さんとともに頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

◎行政委員会説明員自己紹介

○臨時議長（宮川 寛君） 次に、行政委員会関係の説明員の自己紹介をお願いいたします。

飯尾代表監査委員からお願いいたします。

○代表監査委員（飯尾 清君） ただいま御紹介いただきました飯尾でございます。

私、農協職員のOBでございます。そういう関係で、農協法はいろいろ勉強したわけで

ございますけれども、当職につきましては、地方自治法という、私にとりましては全く新しい法律でございます、議員選出の監査委員さんにいろいろ教えられながら務めてまいりました。

今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（宮川 寛君） 次に、多胡農業委員会。自席でお願いいたします。

○農業委員会（多胡裕司君） 農業委員会会長の多胡でございます。

農業委員会も非常に最近厳しい状況に置かれております。農業委員改革ということで、29年の8月より、いよいよ新しい農業委員が誕生する形になっているのですが、十勝としては、まだまだいろいろな諸問題を抱えているということで、5月27日に東京に渡っていろいろなことを陳情してきて、さらなる陸別町の農地を守るという新しい決意で一生懸命頑張っていきます。どうかひとつよろしく願いいたします。（拍手）

◎幹部職員紹介

○臨時議長（宮川 寛君） 次に、町長部局、教育委員会、農業委員会の幹部職員の紹介があります。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、当町の幹部職員について、私のほうから紹介をさせていただきます。

まず、町長部局の課長職でありますけれども、会計管理者、芳賀均。出納課長、町民課長兼務でございます。

○会計管理者（芳賀 均君） 芳賀均です。よろしく願いいたします。（拍手）

○副町長（佐々木敏治君） 総務課長、早坂政志です。

○総務課長（早坂政志君） 総務課長、早坂です。どうぞよろしく願いします。（拍手）

○副町長（佐々木敏治君） 総務課参事で陸別町商工会へ派遣しております杉本武勝です。

○総務課参事（杉本武勝君） 杉本武勝です。よろしく願いします。（拍手）

○副町長（佐々木敏治君） 町民課参事、十勝圏複合事務組合へ派遣、朝日大二であります、本日、勤務のため欠席をしております。

保健福祉センター次長、丹野景広。地域包括支援センター所長も兼務でございます。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 丹野です。よろしく願いします。（拍手）

○副町長（佐々木敏治君） あわせて、丹野次長は、診療所の事務長も兼務をしております。

それから、産業振興課長、副島俊樹。

○産業振興課長（副島俊樹君） 副島です。よろしく願いいたします。（拍手）

○副町長（佐々木敏治君） 建設課長、高橋豊。
○建設課長（高橋 豊君） 建設課長の高橋です。よろしくお願ひいたします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） それと、診療所の高橋所長、角熊副所長、瀧澤看護師長については、現在、診療中でありまますので、欠席していることを御理解をいただきたいと思ひまます。

それでは、教育委員会事務局ですが、次長の有田勝彦です。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 有田勝彦です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 農業委員会事務局の事務局長、棟方勝則です。
○農業委員会事務局長（棟方勝則君） 棟方です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） それでは、主幹職、課長補佐職になりますけれども、まず、町長部局、総務課主幹、空井猛壽であります。
○総務課主幹（空井猛壽君） 空井でございます。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 同じく総務課主幹、池北三町行政事務組合派遣、宮崎正博です。
○総務課主幹（宮崎正博君） 宮崎正博です。よろしくお願ひいたします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 出納課主幹、阿部博。
○出納課主幹（阿部 博君） 阿部です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 町民課主幹、瀧口和雄。
○町民課主幹（瀧口和雄君） 瀧口です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 保健福祉センター主幹、庄野勝政。あわせて地域包括支援センター主幹も兼務であります。
○保健福祉センター主幹（庄野勝政君） 庄野です。よろしくお願ひいたします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 同じく保健福祉センター主幹、陸別町社会福祉協議会派遣、石川欣仁です。
○保健福祉センター主幹（石川欣仁君） 石川です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 産業振興課主幹、今村保広です。
○産業振興課主幹（今村保広君） 今村です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 建設課主幹、清水光明です。
○建設課主幹（清水光明君） 清水です。よろしくお願ひします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 教育委員会事務局主幹、津幡恵一。
○教育委員会事務局主幹（津幡恵一君） 津幡です。よろしくお願ひいたします。（拍手）
○副町長（佐々木敏治君） 以上で幹部職員を紹介を終わらせていただきます。

以上であります。

○臨時議長（宮川 寛君） 以上で、出席者の紹介が終わりました。

ここで、幹部職員は退席いたします。

(幹部職員退席)

○臨時議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

(町民憲章斉唱)

再開 午前10時17分

○臨時議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎開会宣言

○臨時議長（宮川 寛君） ただいまから、平成27年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（宮川 寛君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、陸別町議会の運営に関する基準第9条の規定により、ただいま御着席の議席となります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（宮川 寛君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、山本議員及び谷議員を指名いたします。

◎日程第3 議長選挙

○臨時議長（宮川 寛君） 日程第3 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○臨時議長（宮川 寛君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に久保議員及び渡辺議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長（宮川 寛君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（宮川 寛君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（宮川 寛君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を議席で記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（吉田 功君） それでは、ただいまから議長選挙の点呼を申し上げます。

2番山本議員、3番谷議員、4番久保議員、5番渡辺議員、6番多胡議員、7番中村議員、8番本田議員。

宮川臨時議長におかれましては、議長席で投票していただきます。

(投票)

○臨時議長（宮川 寛君） 投票漏れはありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（宮川 寛君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

久保議員、渡辺議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（宮川 寛君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、本田議員4票、宮川議員4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であり、本田議員と宮川議員の得票数は、いずれもこれを超えておりますが、両者の得票数は同数であります。

よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、くじによって当選人を決定することにいたします。

被選挙人が議場におられますので、くじは被選挙人にお引き願うことにいたします。

くじは2回に分けて、抽選器によって行います。第1回は、くじを引く順番を決めるためのものであります。抽選器には、1番と2番の玉が入っており、その番号を第2回のくじを引く順番とします。第2回は、くじの順位に従い、当選人を決定するためのものであ

ります。1番の玉を引いた方を当選人といたします。

以上のおり行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(宮川 寛君) 異議なしと認め、そのように行います。

被選挙人の私、宮川がくじを引く必要があるため、臨時議長を交代してもらおうと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時33分

○臨時議長(山本厚一君) 休憩前に引き続き会議を開き、議長選挙を続けます。

被選挙人の宮川議員、本田議員は、議場中央へお進みください。

(被選挙人、議場中央へ移動)

○臨時議長(山本厚一君) 立会人の立ち会いを願います。

まず、第2回のくじを引く順番を決めるくじを行います。

宮川議員、くじをお引き願います。

(宮川議員、くじを引く)

○臨時議長(山本厚一君) 念のために、次に、本田議員、くじをお引き願います。

(本田議員、くじを引く)

○臨時議長(山本厚一君) 第2回のくじを引く順番が決定いたしましたので、報告いたします。

まず初めに宮川議員、次に本田議員。

以上のおりであります。

ただいまの順番により、当選人を決定するくじを行います。

宮川議員、くじをお引き願います。

(宮川議員、くじを引く)

○臨時議長(山本厚一君) 念のため、次に、本田議員、くじをお引き願います。

(本田議員、くじを引く)

○事務局長(吉田 功君) 被選挙人の方と立会人の方は、自席のほうにお戻りいただいて結構でございます。

(被選挙人、立会人、自席へ戻る)

○臨時議長(山本厚一君) くじの結果を報告いたします。

くじの結果、宮川議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（山本厚一君） ただいま議長に当選されました宮川議員が議場におられません。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山本厚一君） 宮川議員、発言を許します。

○議長（宮川 寛君）〔登壇〕 4月21日以来、町長選挙、町議会議員選挙を通じて、皆さん方には大変お騒がせをいたしましたけれども、無事当選をさせていただきまして、5回目の議席を得させていただきました。

なお、本日の議長選挙におきまして、4票対4票という厳しい中ではありましたが、幸いにも私がくじの結果、当選人となりました。このくじの重みというのを、今、ひしひしと感じております。

私は、選挙中から言ってきましたけれども、今、地方財政は大変厳しくなっております。消滅するかもしれないと言われている陸別町を何とかしなければならない、その思い一つで今回の選挙に立候補させていただきました。

議長を務めながら、皆さん方に御協力をいただきながら、よりよい議会にし、それを通じて、よりよいまちづくりのためになお一層貢献していきたいと、そんなふうに思っておりますので、この席をかりまして、議員皆さん方、あるいは理事者の皆さん方に、議会に対する協力に対しましてもお願いを申し上げまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（山本厚一君） これで、臨時議長の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

宮川議長、議長席にお着き願います。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時47分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 会期の決定について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第5 副議長選挙

○議長（宮川 寛君） 日程第5 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（宮川 寛君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に多胡議員及び中村議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（宮川 寛君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（宮川 寛君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（吉田 功君） それでは、議席番号順に投票をお願いいたします。

2番山本議員、3番谷議員、4番久保議員、5番渡辺議員、6番多胡議員、7番中村議員、8番本田議員。

宮川議長は、議長席で投票していただきます。

（投票）

○議長（宮川 寛君） 投票漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

多胡議員、中村議員は開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（宮川 寛君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効

投票 8 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、本田議員 5 票、多胡議員 3 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、本田議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(宮川 寛君) ただいま副議長に当選されました本田議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 本田議員。

○副議長(本田 学君) 当選に当たり、発言の許可を願います。

○議長(宮川 寛君) 副議長に当選されました本田議員から発言を求められておりますので、これを許します。

本田議員。

○副議長(本田 学君)〔登壇〕ただいま副議長に当選しました本田学です。

先ほど自己紹介でも言いましたが、本当に楽しい町、そして、暮らしていて楽しい町でないと人生は楽しくありません。笑顔の町へということで、町民全員が一つになって、この試練、乗り越えられない試練はないのです。これから待ち構えている試練は、あればあるほど町に力があるということを感じて、これからのまちづくりをしていきたいと思えます。そして、野尻町長を中心に、この町が一つになるように、僕も一端を担っていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(宮川 寛君) ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 議席の指定

○議長(宮川 寛君) 日程第 6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定しますが、その前に抽選を行いたいと思ひます。

1 回目の抽選は、くじの順番を決めるくじです。2 回目の抽選が議席のくじです。

それでは、くじを行います。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長(吉田 功君) それでは、第 1 回目の抽選をしていただきますけれども、議長がお話しされましたように、本議席を決める順番を決めていただく抽選となります。仮

議席の番号順にお名前を呼び上げたいと思います。

2番山本議員、3番谷議員、4番久保議員、5番渡辺議員、6番多胡議員、7番中村議員、8番本田議員。

(各議員それぞれくじを引く)

○議長(宮川 寛君) 申し上げます。

くじを引く順番を決める抽選によりまして、議席を決定する抽選は、1番、久保議員、2番、多胡議員、3番、谷議員、4番、山本議員、5番、渡辺議員、6番、本田議員、7番、中村議員の順でくじを行います。

1番、久保議員、2番、多胡議員、3番、谷議員、4番、山本議員、5番、渡辺議員、6番、本田議員、7番、中村議員。

(各議員それぞれくじを引く)

○議長(宮川 寛君) 抽選が終わりましたので、氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長(吉田 功君) 議席番号を申し上げます。

1番中村議員、2番久保議員、3番多胡議員、4番本田議員、5番山本議員、6番渡辺議員、7番谷議員。宮川議長は8番となります。

以上のおりでございます。

○議長(宮川 寛君) ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時20分

再開 午後 1時25分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野下教育長から、途中退席する旨の報告がありました。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長(宮川 寛君) 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務常任委員に久保議員、中村議員、多胡議員、山本議員、本田議員、宮川を、産業常任委員に谷議員、渡辺議員、多胡議員、山本議員、本田議員、宮川を、以上のおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定しました。

◎日程追加の議決

○議長（宮川 寛君） 申し上げます。

私は、総務常任委員並びに産業常任委員に選任されましたが、議長の職責上、2 常任委員とも辞任いたしたいと存じます。

お諮りします。

この件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定しました。

なお、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、私、宮川は退席し、議長を副議長にかわっていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 2 6 分

再開 午後 1 時 2 7 分

○副議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件

○副議長（本田 学君） 追加日程第 1 議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

総務常任委員並びに産業常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、委員会条例第 7 条第 1 項において、議長は会議に諮った上で辞任することができる旨を定めているところでもありますので、総務常任委員並びに産業常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員並びに産業常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 2 8 分

再開 午後 1時30分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、多胡議員、山本議員、久保議員、谷議員、本田議員、以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会は委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長にありましたので報告します。

総務常任委員会委員長に久保議員、副委員長に中村議員、産業常任委員会委員長に谷議員、副委員長に渡辺議員、議会運営委員会委員長に多胡議員、副委員長に山本議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

◎日程第9 池北三町行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宮川 寛君） 日程第9 池北三町行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

池北三町行政事務組合議会議員に、山本議員、渡辺議員、中村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、山本議員、渡辺議員、中村議員を池北三町行政事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員が、池北三町行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま池北三町行政事務組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎日程第10 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（宮川 寛君） 日程第10 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、宮川を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宮川を、十勝圏複合事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮川が十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略いたします。

◎日程第11 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙

○議長（宮川 寛君） 日程第11 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。
選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

十勝環境複合事務組合議会議員に、宮川を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宮川を、十勝環境複合事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮川が十勝環境複合事務組合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略します。

◎日程第12 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（宮川 寛君） 日程第12 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、宮川を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宮川を、とかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮川がとかち広域消防事務組合議会議員の当選人と決定しました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は省略します。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長(宮川 寛君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(宮川 寛君) 日程第13に入る前に、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

なお、ただいまお手元に配りました諸般報告つづりにありますとおり、総務常任委員会、産業常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

◎日程第13 追加議案等に係る日程の取り扱いについて

○議長(宮川 寛君) 日程第13 追加議案等に係る日程の取り扱いについてを議題とします。

この件について、議会運営委員会で協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○議会運営委員長(多胡裕司君)〔登壇〕 総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の件及び議案第29号監査委員の選任の件について、先ほど開催いたしました議会運営委員会において取り扱いを

慎重に協議しましたので、その結果を報告いたします。

この2件につきましては、本日の日程に組み入れ、お配りしました日程表のとおり審議することといたしましたので、議員各位におかれましては特段の御協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の件及び議案第29号監査委員の選任の件については、日程表のとおり議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会の各委員長から提出されました委員会の閉会中の継続調査の件及び議案第29号監査委員の選任の件についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第14 議案第30号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第14 議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第30号専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして専決処分をしたところであり、その内容につきまして報告し、承認を求めるものでございます。

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから議案第30号専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

お手元の議案集の4ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

専決処分した内容は、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

改正条例の冒頭を読み上げます。

町税条例等の一部を改正する条例（平成26年陸別町条例第11号）の一部を次のように改正するであります。

この改正内容につきましては、お手元の別冊の資料により説明いたしたいと存じます。
議案説明資料のナンバー 1 - 1 をごらんいただきたいと思います。

それでは、お手元の資料ナンバー 1 - 1 であります。改正の根拠としましては、ただいま町長が申しましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）等の公布に伴うものでありまして、1 番としまして、改正の内容であります。軽自動車税の税額の改正に係る規定の改正であります。

具体的には、昨年 5 月 2 日に開催しました平成 26 年第 2 回臨時会で軽自動車税の改正を行っております。このうち、資料にお示ししている①番と②番の軽自動車のうち、①番、②番の種類につきましてのみ税額の引き上げを平成 27 年度からとじていたものを、平成 28 年に 1 年間延長するという改正であります。

それで、内容なのですが、1 の表で説明を申し上げます。

原動機付自転車、2 輪の軽自動車及び 2 輪の小型自動車について、ここで説明しておりますが、この表について説明しますと、まず、表の左から 2 列目、平成 26 年度の税額というのが昨年の改正前までの税額であります。その右の平成 27 年度適用税額というのが昨年の改正によって、平成 27 年、ことしの 4 月 1 日からそれぞれの区分において増額することになっていた金額であります。今回の改正で増額する時期を 1 年延期することから、それぞれの金額を増額前の金額とするのが一番右の列の改正後の税額ということになります。よって、平成 28 年度からは平成 27 年度適用税額に増額となります。

なお、②の表の区分で「農耕作業用のもの」は、主にトラクターのことでありまして、「その他のもの」、これにつきましては、フォークリフトやショベルローダーなどのことでもあります。

それでは、お手元の議案集 4 ページに戻っていただきます。

附則を読み上げます。

この条例は、公布の日から施行するであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 30 号専決処分承認を求めることについて、町税条例の一部を改正

する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎日程第15 議案第31号専決処分の承認を求めることについて

○議長(宮川 寛君) 日程第15 議案第31号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第31号専決処分の承認を求めることについてでございますが、国の交付金等の額が確定したことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

専決処分した内容につきまして報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年度陸別町一般会計補正予算(第14号)の内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、議案第31号につきまして説明をいたします。

議案集の7ページをお開きください。

平成26年度陸別町一般会計補正予算(第14号)。

平成26年度陸別町の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,697万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億1,021万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、15ページをお開きください。

議案集15ページです。

2、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費25節積立金6,055万4,000円であり、ふるさと整備基金積立金1,651万9,000円、これは、寄附1件、2,000

円を含んでおります。町有林整備基金積立金1,237万5,000円であります。これは、歳入において、町有林の立木販売収入を、この町有林整備基金に積み立てるものであります。地域福祉基金積立金、寄附1件、20万円です。給食センター管理運営基金積立金3,146万円。寄附1件、3万円を含んでおります。

なお、資料ナンバー2に平成26年度の基金別積立金の状況（見込）一覧がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

5款労働費1項労働諸費2目緊急雇用対策費13節委託料、283万4,000円の減額。これは、緊急雇用対策事業でありまして、平成26年度分の確定見込みによる減額となります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、75万円の減額。これは補助金でありまして、次のページになりますが、青年就農給付金の減額であります。これは1人分でありまして、実は3月10日の3月定例会において、国の補正予算において平成27年度上半期分が前倒しとなりまして、平成26年度中、3月までに支払うという補正をしたわけなのですが、実はその方が所得制限の基準に該当しまして、対象外になったということがあります。それに伴って減額となります。歳入においても同額減額となります。

なお、平成27年度においても、下半期分について同額を歳入歳出75万円ずつ計上しておりましたけれども、これについても6月定例会で減額予定となります。

以上で歳出を終わります。次、歳入、11ページにお戻りください。

11ページです。

1、歳入。

2款地方譲与税1項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税1節自動車重量譲与税、541万3,000円の減額であります。これは、国から交付されるのが6月、11月、3月でありまして、これも平成26年度の確定に伴う減額となります。

それから、2款地方譲与税2項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税1節地方揮発油譲与税、これも6月、11月、3月に国からの交付となりますけれども、平成26年度確定に伴う208万3,000円の減額となります。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金1節利子割交付金、11万4,000円の減額であります。これは、北海道から交付されるものでありますが、8月、12月、3月の交付となりまして、平成26年度確定による減額となります。

次のページになります。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金1節配当割交付金、87万8,000円の追加の補正となります。これも8月、12月、3月の交付でありまして、これも北海道からの交付となります。平成26年度確定に伴う追加の補正となります。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金1節株式等譲渡所得割交付金、これも8月、12月、3月に北海道から交付されるもので

ありますけれども、平成26年度確定に伴う追加の54万4,000円の補正となります。

それから、6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金1節地方消費税交付金、931万8,000円の減額となります。これは、6月、9月、12月、3月に北海道から交付されるものでありますけれども、平成26年度確定による減額となります。

ちなみに、平成26年、昨年4月1日から消費税が5%から8%に改正されました。8%のうち、国は6.3%の収入となります。一方、その残の1.7%が地方に配分されませんが、その2分の1が市町村の0.85%分、同じく2分の1、道府県に0.85%が交付されるというものであります。

市町村に交付される内容とすれば、国勢調査の人口、それから事業所の従業員数などの割合などによって算出されるものでありまして、6月、9月、12月、3月に北海道から交付されます。したがって、平成26年度の金額の確定に伴いまして、931万8,000円を減額するものであります。

13ページになります。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金、これも北海道から交付されるものでありますけれども、8月、12月、3月に交付されます。平成26年度確定に伴いまして、111万4,000円の減額となります。

それから、9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税であります。これは国から交付されるものでありますけれども、1節地方交付税、特別地方交付税で、今回、6,227万8,000円の追加の補正となります。

それで、地方交付税の、今回6,227万8,000円、特別交付税を補正することに伴いまして、補正後の金額は、ここに書いてあるとおり24億1,235万2,000円の予算となるものであります。

ちなみに、普通交付税については、平成26年度は既に確定しておりまして、21億7,007万4,000円、それから、特別交付税が2億4,226万9,000円に確定しております。したがって、特別交付税については、既に1億8,000万円を当初予算に計上しておりますので、2億4,226万9,000円引く1億8,000万円、残り6,227万8,000円を今回補正するものであります。それで、普通交付税は4月、6月、9月、11月に交付されます。特別交付税については12月と3月に交付されます。

それから、10款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金1目交通安全対策特別交付金、これは、国から交付されるものでありますけれども、今回、54万5,000円を当初予算で見えておりましたけれども、全額減額となります。

内容としては、これは、交通違反の反則金が原資となって、まず東京に集められまして、その都道府県の交通事故の件数ですとか人口集中地区における交通事故の件数、あるいは陸別町の交通事故の件数ですとか、そういったものが算式基礎となりまして交付され

るものであります。ただ、平成26年度においては、この交通安全対策特別交付金も、交付金額が25万円を基準としておりまして、25万円未満の場合は交付されないということになります。したがって、平成26年度においては24万円以下ということでの交付金がゼロと、そういうことになりますので、54万5,000円を減額するものであります。

それから、14ページになります。

14款道支出金2項道補助金3目農林水産業費補助金1節農業費補助金、新規就農総合支援事業補助金75万円の減額であります。これは、歳出で説明しました青年就農給付金の補助金、全額、75万円の減額となります。

それから、15款財産収入2項財産売却収入2目物品売却収入1節生産物売却収入、町有林立木売却収入1,237万5,000円。これについては、先ほど歳出で説明したように、立木売却収入を町有林の管理に役立てるということで、基金に歳出で積み立てをするということになります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目指定寄付金1節総務費寄附金2,000円。これは、寄附1件、ふるさと整備資金としての寄附であります。

それから、2節の民生費寄附金20万円。これは、地域福祉資金としての寄附1件であります。

3節の教育費寄附金3万円。これは、教育振興資金として、寄附1件であります。

なお、教育振興資金については、給食センターの財源ということで指定を受けておりますので、先ほど歳出で説明したように、給食センターの基金のほうに積み立てをしております。

以上で歳入を終わりました。次、10ページにお戻りください。

10ページは、第2表、繰越明許費補正でありまして、この繰越明許費というのは、歳出予算の経費のうちで、その性質上または予算編成後の事情により年度内にその支出が終わらない見込みについて、予算の議決を受けて翌年度に繰り越して執行するという繰越明許費でございます。追加であります。

2款総務費1項総務管理費、事業名は町有林拡大事業、61万3,000円であります。3月10日の定例会で町有林拡大事業として売買に係る予算計上をしたところでありましてけれども、実は3月31日付で年度内に契約をするという予定でありましたけれども、所有者の持ち分割合に登記上の誤りが発見されました。したがって、その更正手続きに時間を要するというので、平成26年度、3月31日までに契約が終わらないと。したがって、平成27年度中に持ち分割合の更正手続きをしていただいて売買契約をするということで、繰越明許費の議決をお願いするものであります。ちなみに、面積は7万5,000.17平方メートルとなっております。

以上で議案第31号の説明を終わりました。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度陸別町一般会計補正予算（第14号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について質疑を行います。事項別明細書は11ページから16ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、第2条、繰越明許費の補正について質疑を行います。10ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第31号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度陸別町一般会計補正予算（第14号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

◎日程第16 議案第32号専決処分の承認を求めることについて

○議長（宮川 寛君） 日程第16 議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第32号専決処分の承認を求めることについてですが、国の補助金の額が確定したことに伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認めまして、専決処分をしたところであります。

専決処分した内容につきまして報告し、承認を求めるものでございます。

平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の内容につきましては、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、議案第32号の説明を申し上げます。

それでは、19ページをお開きください。

平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）。

平成26年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,001万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,720万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、23ページをお開きください。

2、歳出。

9款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金28節繰出金4,001万4,000円。これは、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金となります。これは、へき地直営診療所運営費となります。

それでは、歳入、22ページをお開きください。

歳入であります。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金1節財政調整交付金4,001万4,000円。特別調整交付金であります。これは、国から交付されるものであります。

国保会計の財政調整交付金というのは、普通調整交付金と特別調整交付金というのがござります。一般会計で言う地方交付税の普通交付税と特別交付税と大体同じような中身になります。今回、特別調整交付金として4,001万4,000円が追加交付されますのは、実は、ことしの3月に厚生省令が改正されまして、診療所への、へき地直営診療所運営費の算出根拠が改正されました。平成25年度までは外来の診療日数、つまり祝祭日は含まない外来診療日数で算定されたところでありましたが、その3分の2になりますが、今度、改正の内容は、外来診療日数の中に祝祭日も含むと、そういうふうに制度改正がなっております。したがって、通常の外来の診察日数でいけば244日となりますが、祝祭日も算入されるということで、これは0.5日として算入されますけれども、それが改正によって304.5日にふえるということになります。それが1点あります。それから、2点目は、年間の入院日数が加算になるということです。そのそれぞれ合わせた額の3分の2が交付されるということになります。

したがって、平成26年度においては、総額5,049万5,000円のへき地直営診療所への特別調整交付金となりますけれども、既に予算上は1,048万1,000円を既定の予算の中で計上しておりますので、その差額分4,001万4,000円を今回追加補正するという内容になります。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。以後、御質問によってお答えをした

いというふうに思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について質疑を行います。事項別明細書は22ページから23ページまでを参照してください。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回、専決で4,000万円弱されているのですけれども、総額が4億5,700万円になりますよね。そして、当初予算を見ますと、ちょっと数字に乖離があるのだけれども、これはどういう理由なのだろうか。というのは、当初予算では4億5,217万5,000円と合計額がなっているのですよね。それで、今回、補正を組む前に既定額で4億5,718万9,000円というのですけれども、500万円ほどちょっと乖離があるけれども、これはどういうことなのか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今、谷議員が言っているのは、平成26年度当初予算ですね。違いますか。（谷議員「いや、平成27年の予算だと思う」と呼ぶ）これは平成26年度の予算の専決処分です。したがって、平成27年度の予算とは違う。

それと、当初予算はあくまでも当初予算との比較表ですから、平成26年度においては、国保会計については既に3月、12月ですとか補正予算を組んでおきまして、それによって現計額になっているということです。だから、平成27年度当初予算の、平成26年度の比較ですよね、今言われているのは。（谷議員「私がもらっているのは平成27年でしょう、これ。違うのかな」と呼ぶ）

○議長（宮川 寛君） 事務局長から予算書の配付の内容を答えさせますので。

○副町長（佐々木敏治君） 考え方は以上です。

○事務局長（吉田 功君） 今、谷議員がごらんになっているのは何年度の予算というふうに、平成27年度の予算となっておりますか。

○7番（谷 郁司君） 平成27年度です。

○事務局長（吉田 功君） 先日、事務局のほうでお配りしたものですよね。それは平成27年度分の予算ということですので、今、副町長が説明しましたとおりの内容になるかと思えます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 平成27年度当初予算の、平成27年度、前年度との比較がありますよね、資料で。そこにあると思うのですけれども。それは、あくまでも平成26年度当初予算と平成27年度の当初予算の比較です、当初予算上の比較は。今のは平成26年度の補正予算（第5号）でありますから、昨年3月に平成26年度の当初予算を議決いただいてからことしの3月31日までに5回の補正予算があります。したがって、そ

の補正予算の中で減額なり増額の補正があれば、当初予算から見ると増額になったり減額になったりするということ。したがって、今の科目というのは現計の最終の予算額になるということになります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 既定額の数字がありますよね、20ページに、収入で。4億5,718万9,000円。それに今回、補正で国庫補助金が来て4,000万円ですよね。そして合計が4億9,720万3,000円になるということですよ。そうしたら、この数字が結局、既定額を、私、3月の定例会に出ていないからわからないのですけれども、この予算書を見ますと、4億5,217万5,000円なのです。だから、この予算と既定額の、20ページの数字とがリンクしていないと、今度、補正4,000万円したものが新年度のプラスになるのではないですか。だから、とにかく違いをちょっともう一度説明してください。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 当初予算の比較は、あくまでも平成27年度の当初予算の金額と平成26年度当初予算の比較です。当初予算の予算上の比較というのは、当初予算同士の比較になります。だから、平成26年度の当初予算と平成27年度の当初予算の比較が、ことしの、平成27年度当初予算書のほうに入ってくるということです。

先ほど言いましたように、昨年3月に平成26年度の当初予算の議決をいただいてから3月31日までに補正予算を5回やっています。つまり、当初予算で議決いただいたのが、例えば1,000万円としましょう、当初予算が。それが5回の予算の中で1,000万円が1,500万円になったり1,300万円になったり、最終的に950万円ということもあるかもしれません。あるいは3,000万円ということもあります。つまり、そういう当初予算から平成26年度の間、ことしの3月31日までの間に補正予算を議会にお願いして、今回は5回目ですけれども、ことしの3月までに4回、議会の議決をいただいていると。それが補正予算の番号になります、今回の。だから、今回、補正予算（第5号）というのは、補正予算の回数ということです。だから、当初予算の予算の比較表は、あくまでも平成27年度の当初予算と平成26年度の当初予算が比較として載っているということです。当初予算の比較ですから、当初予算の予算書に載っている比較というのは。したがって、今回ののは、この既定額というのは、第4回の補正予算のときの最終の予算額の合計が4億5,718万9,000円ですと。そして、今回、補正で4,001万4,000円を補正しますと。それで最終の歳入歳出予算の合計が4億9,720万3,000円という予算になるということです。

これでおわかりかと思うのですが。

以上です。

○議長（宮川 寛君） わかりますか。

もう1回、どうぞ。

○7番（谷 郁司君） 僕が言っているのは、当初予算、平成27年度の予算が、国保のものを見ますと、近い数字ではあるけれども500万円ぐらい違うということの説明をどこでしてくれているのかな。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今、平成27年度の当初予算を見ましたけれども、これですよ、総括表の本年度4億5,217万5,000円。（谷議員「歳入のね」と呼ぶ）歳入歳出同額ですから。（谷議員「一応、歳入なら歳入で話をしているのですけれども」と呼ぶ）歳入4億5,217万5,000円、これは、平成27年度の当初予算の総額です、国保の。今、議案に上がっているのは平成26年度の補正予算です。だから、イコールではありません。まず一つ。わかりますか。これはあくまでも、本年度というのは平成27年度の当初予算です。これは。

○議長（宮川 寛君） 3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第32号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

◎日程第17 議案第33号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する

条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 1 7 議案第 3 3 号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 3 3 号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例ですが、国民健康保険法等の改正及び字句の整理のため、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 私から、議案第 3 3 号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を説明いたします。

お手元の議案集の 2 4 ページをお開きください。

本改正案は、国民健康保険法の一部を改正する法律のほか、関係する政令等が 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして、それと、今回の機会に字句の一部整理を行うために本条例の改正を行うものであります。

先に改正条文を読み上げます。

陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険条例（昭和 3 4 年陸別町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「この町」を「本町」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改めるであります。

お手元の議案説明資料の 3 - 1 から 3 - 2 をごらんいただきたいと存じます。

これは、新旧対照表と言いまして、本条例の改正する部分を抜粋しまして、改正前と改正後を対照してあらわしております。右側が現行で左側が改正後の内容となっており、下線並びに強調文字で示している部分を改正するというものであります。

まず、本則中「この町」を「本町」に改めるであります。

これは、文中に 9 カ所「この町」という言葉が使われておりますが、より陸別町を明確に表現するために、「本町」とする字句の整理であります。

次に、第 1 0 条第 1 項中の改正であります。

これは、国が法律を改正した際に、引用しております条がずれましたことから、条例で引用している法律の条を改正した後の条に直すというものであります。

ちなみに、この部分で引用した条では、法律で特定健康診査等に要する費用の負担を定めております。

それでは、議案集 2 4 ページにお戻りください。

附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、この条例案につきましては、5月1日に開催いたしました陸別町国民健康保険運営協議会に諮問しまして、原案のとおり承認するとの答申をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第34号町税条例等の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第18 議案第34号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第34号町税条例等の一部を改正する条例ですが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから、議案第34号町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

お手元の議案集の25ページをごらんください。

本改正案は、平成27年法律第2号、地方税法の一部を改正する法律のほか、関係する

政令、施行令、省令が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本条例の改正を行うものであります。

今回の改正は、まず、第1条、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。まず、ここで陸別町税条例の改正を述べております。

それから、30ページをお開きいただきたいと思います。

30ページの下から10行目、第2条、町税条例等の一部を改正する条例（平成26年陸別町条例第11号）の一部を次のように改正するという2本立ての内容となっております。

なお、説明に際しましては、法律の改正によって条や項がずれたりしたものを整備したり、削除したり、また、それに伴う条、項の繰上等につきましては、説明を簡略化または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち、町民の皆様が身近に関係するところを重点的に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明資料としまして、新旧対照表と改正部分を表などで整理した説明資料を配付させていただいておりますが、まず、お手元の議案説明資料のナンバー4-4、新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、冒頭の第2条第3号の改正について説明させていただきます。

この改正につきましては、番号法、いわゆるマイナンバー制度に対応したものであります。第2条第3号では、各種税金をお支払いいただく際の納付書に、これまで住所、氏名または名称を記載していたところですが、条例施行後は、法人にあっては事務所等の所在地と法人番号を記載することになります。

ここで、若干マイナンバー制度につきまして説明をさせていただきたいと存じます。

個人番号については、12桁の番号が振られまして、10月以降、町から通知カードが皆様のもとへ郵送で送られます。さらには、法人に対しても、税務署から13桁の法人番号を示した書面が送られます。なお、法人番号につきましては、個人番号と違い、インターネットで公表されることとなります。これらの番号が平成28年1月1日以降、徐々にいろいろな行政手続で活用されることとなります。

このことから、今回は町税条例に関する諸手続等において、マイナンバー制度に対応した改正が行われております。

この後の個人番号、法人番号の改正部分につきましては、省略させていただきたいと存じますので、御了承ください。

この後は、説明資料の中で、先ほど申しました表等を使った説明資料を使って説明させていただきます。

説明資料集の4-1をごらんいただきたいと思います。

ここから資料につけています項目番号で、順を追って進めてまいります。

まず、表の構成について説明いたします。

この表につきましては、左から税目、改正項目、改正内容、条例の該当条項、法律の条

項、適用期日等を記載しております。

なお、この条例の該当条項につきましては後ほど、先ほどの新旧対照表で確認していただきたいと存じます。

それでは、最初に項目1のところから始めます。

住宅ローン制度の適用期限の延長であります。

これは、消費税率引き上げによる住宅投資への影響の平準化と緩和策である住宅ローン減税の拡充等の措置につきまして、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するというものであります。この個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

なお、当町の住宅ローン減税適用対象者数は、平成26年度課税分で9人、55万8,000円の控除額となっております。

次に、項目2、寄附金控除額に係る申告の特例等であります。これは、いわゆるふるさと納税の拡充に関する改正内容となっております。

1点目としましては、特別控除の控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡大するというもので、平成27年1月1日以後に行われたふるさと納税に対して、平成28年度分の個人住民税から適用されます。

また、給与所得者で確定申告が必要ないと見込まれる方がふるさと納税を行った場合の確定申告手続の簡素化を図るため、ワンストップ特例制度が設けられ、平成27年4月1日から適用されます。これは、ふるさと納税先の市町村等に控除申請の要請を行うだけで手続が完了するというものです。ただし、この制度につきましては、例えば本年1月1日から3月31日までに寄附された場合や寄附先が5自治体以上の場合には適用されません。また、医療費控除を受けるなどで確定申告をされる方は併用することができないなどの一定の要件があります。

次に、法人町民税の均等割の税率区分の基準見直しです。これは、法人町民税の均等割の税率区分の基準である資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、この資本金に資本準備金を加えた額を下限として、均等割の税率区分の基準とする改正となります。

なお、このことは、平成27年4月1日以後に開始する法人の事業年度分から適用となります。

次に、少し飛ばしまして、項目6であります。減免規定の改正であります。

これは、減免の申請期限を変更するもので、今まで納期限の前7日までとしていたものを納期限までとするものです。

なお、この中で軽自動車税につきましては、本町の場合、4月30日の納期であったことから、今までの規定どおり納期限の7日前までに申請をお願いしておりますので、軽自動車税の申請期限の改正を平成28年4月1日としております。

次に、項目8であります。固定資産税に係る適用期間の延長です。

適用期間を平成27年度から平成29年度まで、3年間延長するという改正であります。

なお、土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかになるよう、課税標準額を徐々に是正する措置が講じられており、このことを負担調整措置と言います。

次に、項目9であります。平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例です。

固定資産税の評価額は、基準年度である平成27年度、本年度の価格を3年間据え置くこととされていますが、平成28年度、平成29年度については、仮に地価の下落があり価格を据え置くことが適当でないときは、据え置き年度でも価格の修正を行うことができることとする改正であります。

次に、項目10、軽自動車税の税率の特例です。

平成27年度中の新車購入に対して、平成28年度分の軽自動車税に限り、環境性能に応じて税額の引き下げを行う内容の改正です。

①の電気自動車等で説明しますと、表の右側、太枠が今回改正する引き下げ後の金額です。その左の適用金額は、改正しない場合に平成28年度からこの金額となる予定だったもので、平成29年度以降は、この適用金額となります。

②、③については、それぞれの環境性能に応じた下げ幅となっております。

次に、項目11、町たばこ税に関する経過措置です。

旧3級品、銘柄で言いますと、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットなど6品目の特例税率の廃止が平成28年4月1日から実施されるのに伴い、激変緩和の観点から、3年間の経過措置を設けるという内容の改正であります。

この経過措置後の平成31年4月1日からは、国、地方を合わせて、1箱当たり約130円の増となる見込みであります。

なお、参考までに申しますと、当町の平成26年度における町たばこ税の収入は、一般のたばこが2,128万1,000円、本数にしまして約404万4,000本であります。旧3級品のたばこが約90万4,000円、本数で約36万2,500本でありました。

ここで、議案集の30ページにお戻りいただきたいと思えます。

30ページの下から10行目、第2条について説明いたします。

これは、冒頭での説明と重複いたしますが、昨年5月の第2回臨時会において議決をいただいております町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、具体的には、まだ施行日に至っていない条例について、今回の地方税法改正によって条項のずれや字句の整合性をとるための整備であります。

次に、31ページの附則をごらんいただきたいと思えます。施行期日等を定めた附則であります。

冒頭部分から読み上げます。

施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号以下並びに経過措置につきましても、それぞれの説明の中で申し上げた内容となっておりますので省略させていただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしまいいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第34号町税条例等の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第35号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第19 議案第35号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第35号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきましては、町民課長から説明をさせたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 私のほうから議案第35号陸別町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例について説明いたします。

お手元の議案集 42 ページをごらんいただきたいと思います。

先に改正条文を読み上げます。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

陸別町国民健康保険税条例（昭和 27 年陸別町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書き中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書き中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書き中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 2 号中「24 万 5,000 円」を「26 万円」に改め、同条第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改めるであります。

今回の改正概要を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、まず、現行「51 万円」を「52 万円」に、後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額を現行「16 万円」を「17 万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「14 万円」を「16 万円」に引き上げることと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うというものであります。

それでは、お手元の説明資料ナンバー 5 の 1 をごらんいただきたいと思います。

まず、限度額の改正点について説明いたします。

一番上の枠内に示しておりますとおり、国民健康保険税は、①の医療分、すなわち基礎課税額と②支援金分、すなわち後期高齢者支援金課税額、それと、3 番目、介護分となっておりますが、介護納付金課税額を合計したものとなっております。今回の改正では、この①、②でそれぞれ 1 万円の増、③で 2 万円の増ということで、合計で 4 万円の引き上げとなりまして、結果として、資料右上にありますとおり、保険税全体の最高限度額が 81 万円から 85 万円になります。

次に、軽減措置の対象枠拡大の改正内容につきまして説明いたします。

説明資料の下の表をごらんいただきたいと思います。（2）番です。

左側の金額は、参考までに軽減後の税額を記載しております。なお、条例では減額する額を規定しておりますが、この表では減額後の金額をあらわしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

ここで、表の右半分のうち左側の基準額の列が改正前で、右側が改正後となります。改正部分は、強調字の下線で示したところであります。

具体的には、5 割軽減において、軽減判定をするための基準額を算定する際の計算基礎額が 24 万 5,000 円から 26 万円となることで、その世帯において 1 万 5,000 円掛ける被保険者数分が拡大となります。

次に、2割軽減においては、計算基礎額が現行45万円が47万円となり、結果として1世帯当たり2万円掛ける被保険者数分が拡大となります。

なお、ここで言う被保険者数につきましては、昨年の改正によりまして、世帯主が含まれた数となっております。

また、この改正による影響額につきましては、現時点におけるシミュレーションによる試算の結果であります。課税限度額の見直しで約110万円の増となり、一方では、軽減措置の拡充によって、8世帯17人、約19万7,000円の減となる見込みであります。

続きまして、議案集の42ページをごらんいただきたいと思います。

附則を読み上げます。

附則。

施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

適用区分。

第2条、改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年陸別町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改める。

施行期日。

第1条、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

ここで、第3条の内容について説明いたします。

昨年3月の定例会におきまして、地方税法の改正に伴い、当町の国保税条例の一部を改正しております。内容は、金融所得課税に係る課税方法を一体化する見直しによるものであります。その施行期日については、平成29年1月1日と定めております。

今般、国より、その改正内容のうち、ただいま読み上げました「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるとした部分だけ平成28年1月1日施行と定めるよう通知があったことによるものであります。

なお、この第3条の見出しにつきましては、平成29年1月1日の施行前の改正ということで、条例の一部を改正する条例の一部改正となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

なお、この条例案につきましては、5月1日に開催いたしました陸別町国民健康保険運

営協議会に諮問し、原案のとおり承認するとの答申をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしまいいりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 今回の国保の限度額を81万円から85万円、4万円アップさせるわけなのですけれども、今の説明では、4万円上がることで110万円ほど増収になると。人数計算ですと27人なののですけれども、シミュレーションの結果、85万円以上の方が何人ぐらいおられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、医療分の所得割とか資産割がありますよね。その辺については、今回は改正がないというふうに理解するわけなのですけれども、他町村では資産割がゼロというところもあるのですけれども、そういうような今後の動きというのか、そういうことによつて、できるだけ被保険者に負担をさせないというのか、その辺の考え方のもとで私は質問しているわけなのですけれども、その辺の対策というのはどうなのか。

もう1点は、課税をすることによって、未納額というのか、そういうことがあるのかどうか、その辺。3月の定例会で公表されたかと思っておりますけれども、もしその辺、わかれば教えてほしいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

限度額の対象になる方につきましては、新制度での世帯数で考えますと、医療分で29世帯、後期で46世帯、介護で14世帯、合計で89世帯ということになります。旧制度で考えますと、それが医療分で30世帯、後期で47世帯、介護で19世帯、96世帯ということでありまして。

それと、資産割の関係でございますが、今のところ国の制度による改正以外、町での独自の改正というのは考えておりません。

今回の改正前からもなりますが、未納の方というのは実際いらっしゃいます。ですが、税の負担、公平、平等を考えますときに、これは支払っていただくよう努力しているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時40分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 失礼しました。先ほどの答弁につきまして、一部訂正をさせていただきます。

合計を申し上げましたが、医療、後期、介護につきましては、それぞれ重複している部分がございますので、単純に合計の数字とはなりませんので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほどの答えでは、トータルではなくて、85万円を超える方で限度額を超える方というのは何人ぐらい陸別町ではいるのかなということでお聞きしたのですけれども、もしお答えできなければ仕方がないのですけれども、あればしてほしいと思えます。

それから、未済額というか未収というのですか、その辺のあれで、できればちょっと人数、教えていただければいいなと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時44分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 失礼いたしました。

先ほどの答弁を続けさせていただきます。

まず、限度額超過者の関係であります。先ほど世帯数で申し上げましたが、限度額を判定する際には、世帯主に対して課税するというので、世帯イコールその人数と考えていただいてもいいと思えます。

それから、未収についての人数と件数と金額を申し上げます。

平成25年度の現年度分と滞繰分を合わせますと、37人、140件、335万2,215円であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明で、簡単に言えば国保そのもの自身を払いたくても払えないという、そういう状況もあるし、また、払えるのに払わないという、そういう確信的なものもあろうかと思うのですけれども、いずれにしても回収機構に委ねているわけですよね、当町は。だから、そういう中で、やっぱり、町としては十分、その家庭事情とかそういうものを、簡単に言えば、前年所得に対して今年度課税されるというのが国保です。去年まで仕事があったけれどもことしはないという、そういう状況下も十分把握の上で、回収機構で、言い方は悪いのですけれども強制的にというのではなくて、やっぱり事情を十分考えて、税の負担というのですか、そういうものは公平な立場の中で十分話し合って進めていってほしいと。

それから、もう1点、先ほど言いましたように、資産割は、答弁では、国の法律改正もないと言いましたけれども、十勝管内で19市町村、帯広ももちろん入れた中で、平成2

5年度現在で8市町村になるのかな、帯広もしていないという、この資料を見るとなっていますので、今後、大体、僕の試算では40万円ぐらいの課税資産であれば、四七、二十八で2万8,000円ぐらいは減額になるのかなという、その分は、当然、町の一般会計から持ち出しという可能性もあるかと思うのですけれども、その辺を十分考えた上で国保を課税して徴収して行ってほしいと思います。

答弁はいいですけども、よろしくお願いします。

○議長（宮川 寛君） 答弁はいいというのはやめてください。（谷議員「わかりました。そうしたら、答弁してください」と呼ぶ）

芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） お答えします。

税の徴収に関しましては、例えば御相談に応じて分納制度とかというものがございまして、一定程度事情を酌んで対応しているところであります。

それから、ただいまの資産割のお話であります。資産割をもし仮に検討するとなった場合には、所得割のほうと一緒に検討しなければなりませんので、そういった事情もあるということをお承知おきいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第36号副町長の選任について

○議長（宮川 寛君） 日程第20 議案第36号副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 副町長の選任について。

議案第36号副町長の選任についてでございますが、現副町長の佐々木敏治氏を選任しようとするものであります。

住所は、陸別町字陸別原野基線328番地74、生年月日、昭和29年1月20日、満61歳であります。

佐々木氏は、昭和47年3月に道立足寄高等学校を卒業、同年7月に陸別町役場に採用され、以来、39年近く、企画室企画課、議会事務局、診療所、民生課、教育委員会、企画商工課、総務課に勤務し、平成23年5月から現在までの4年間、副町長として長きにわたり行政にかかわってきております。

このように、行政の経験も豊富であり、人格も申し分のない佐々木氏を選任したいと思いますので、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第36号副町長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時05分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第2 議案第29号監査委員の選任について

○議長（宮川 寛君） 追加日程第2 議案第29号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第29号監査委員の選任についてでございますが、監査委員の任期満了に伴い、山本厚一議員を選任しようとするものでございます。

住所は、陸別町字陸別原野分線5番地、生年月日は、昭和17年8月21日生まれ、満

72歳であります。

御承知のように、山本氏は、昭和62年5月から平成23年4月まで町議会議員として御活躍され、この間、総務文教常任委員会委員長、総務常任委員会委員長、議会運営委員会副委員長、産業常任委員会副委員長などを歴任されたほか、平成19年5月から平成23年4月までは副議長に就任されるなど、その職務の重責を全うされております。

非常に経験豊富であり、お人柄も申し分のない山本厚一氏を選任したいと思っておりますので、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時17分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

討論を省略し、これから議案第29号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第29号については同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時18分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 追加日程第3 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員会、産業常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成27年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午後 4時20分